

規約の改正（案）について

規約の改正について

1 改正の理由

平成30年から始まる新たな米政策に的確に対応し、県農業再生協議会の体制整備と機能強化を図るとともに、組織運営の継続性、安定性を高めるため。

2 主な改正点

規約の名称	改正内容等
1 規約	<p>第7条（役員の定数及び選任）</p> <p>(1) 会 長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監 事 2名</p> <p>2 会長は熊本県農業協同組合中央会会長をもって充てる。 3 副会長は熊本県経済農業協同組合連合会代表理事会長及び熊本県農林水産部生産局長をもって充てる。 4 監事を熊本県主食集荷協同組合理事長及び熊本県農業会議会長をもって充てる。</p> <p>第9条（役員の任期） (削る)</p> <p>第10条（任期満了または辞任の場合） (削る)</p> <p>第11条～34条 (条項移動)</p>

熊本県農業再生協議会「規約」新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 ～第6条 (略)</p> <p>(役員の数及び選任) 第7条 県協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名</p> <p>2 会長は熊本県農業協同組合中央会会長をもって充てる。 3 副会長は熊本県経済農業協同組合連合会代表理事会長及び熊本県農林水産部生産局長をもって充てる。 4 監事は熊本県主食集荷協同組合理事会長及び熊本県農業会議会長をもって充てる。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(役員任期) 第9条 (削る)</p> <p>(任期満了または辞任の場合) 第10条 (削る)</p> <p>第11条～第34条 (条項移動)</p> <p>附則 1～17 (略)</p> <p>18 この規約は、平成27年4月22日に一部改正する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 ～第6条 (略)</p> <p>(役員の数及び選任) 第7条 県協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名</p> <p>2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(役員任期) 第9条 役員任期は1年とする。 2 補欠または増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>(任期満了または辞任の場合) 第10条 役員は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。</p> <p>第11～第34条 (略)</p> <p>附則 1～17 (略)</p>